

議 事 日 程 (4)

平成28年9月21日 午前10時00分開会

日程第1 発言の取り消しについて

- 第2 議案第42号 芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第43号 芦屋町所得制限外住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第44号 芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第45号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第46号 芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第47号 芦屋町障害福祉計画推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第48号 平成27年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第9 議案第49号 平成28年度芦屋町一般会計補正予算 (第2号)
- 第10 議案第50号 平成28年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第2号)
- 第11 議案第51号 平成28年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算 (第1号)
- 第12 認定第1号 平成27年度芦屋町一般会計決算の認定について
- 第13 認定第2号 平成27年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定について
- 第14 認定第3号 平成27年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第15 認定第4号 平成27年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第16 認定第5号 平成27年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について
- 第17 認定第6号 平成27年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について
- 第18 認定第7号 平成27年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について
- 第19 認定第8号 平成27年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について

1 番 松上 宏幸 2 番 松岡 泉 3 番 今田 勝正 4 番 内海 猛年
5 番 刀根 正幸 7 番 貝掛 俊之 8 番 田島 憲道 9 番 辻本 一夫
10番 川上 誠一 11番 横尾 武志 12番 小田 武人

【 欠 席 議 員 】 (1名)

6 番 妹川 征男

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 池上 亮吉 書記 中野 功明 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	柴田敬三	財政課長	藤崎隆好	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治	住民課長	岡本正美
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	武谷久美子	地域づくり課長	入江真二
学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香	競艇事業局次長	中西新吾
企画課長	濱村昭敏	事業課長	木本拓也		

【 傍 聴 者 数 】 8名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま、出席議員は 11 名で、会議は成立いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第 1. 発言の取り消しについて

○議長 小田 武人君

日程第 1、発言の取り消しについてを議題といたします。

妹川議員から、9 月 9 日の会議における発言について、お手元に配付しました発言取消申出書に記載した部分が不適切と思われかねない発言であることから、芦屋町議会会議規則第 64 条の規定により、取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 小田 武人君

お諮りします。日程第 2、議案第 42 号から、日程第 19、認定第 8 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に、審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 貝掛 俊之君

報告第 9 号、平成 28 年 9 月 16 日、芦屋町議会議長、小田武人殿、総務財政常任委員会委員長、貝掛俊之。

総務財政常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

議案第44号、賛成多数により原案可決。

議案第45号、満場一致により原案可決。

議案第48号、満場一致により原案可決。

議案第49号、満場一致により原案可決。

議案第50号、満場一致により原案可決。

議案第51号、満場一致により原案可決。

認定第1号、賛成多数により認定。

認定第2号、賛成多数により認定。

認定第7号、満場一致により認定。

認定第8号、満場一致により認定。

以上、報告を終わります。

○議長 小田 武人君

次に、民生文教常任委員長に、審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 内海 猛年君

報告第10号、平成28年9月16日、芦屋町議会議長、小田武人殿、民生文教常任委員会委員長、内海猛年。

民生文教常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第42号、賛成多数により原案可決。

議案第43号、賛成多数により原案可決。

議案第46号、満場一致により原案可決。

議案第47号、満場一致により原案可決。

議案第49号、満場一致により原案可決。

認定第1号、賛成多数により認定。

認定第3号、満場一致により認定。

認定第4号、賛成多数により認定。

認定第5号、満場一致により認定。

認定第6号、満場一致により認定。

以上、報告を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記に朗読を命じます。書記。

[朗 読]

.....

平成28年9月16日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

総務財政常任委員会委員長 貝掛 俊之

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「橋梁に関する件」、「国道495号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成28年9月16日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

民生文教常任委員会委員長 内海 猛年

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「国民健康保険に関する件」、「保健及び健康づくりに関する件」、「子育て支援に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公営住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施

策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成28年9月16日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会広報常任委員会委員長 川上 誠一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「町議会だよりの編集及び発行に関する件」、「町議会のホームページの管理及び運用に関する件」、「議会放映の管理及び運用に関する件」及び「その他町議会の広報に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成28年9月16日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会運営委員会委員長 田島 憲道

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

ただいまから、討論及び採決を行います。

まず、日程第2、議案第42号の討論を許します。刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

それでは、議案第42号、これは実は43号も関連した内容でございますけども、一議案ということで、42号につきまして反対討論を行います。

と申しますのが、今回、町長の提案理由説明の中でも、老朽化した後水住宅の建てかえなどを計画しているため、同条の別表を簡素化し、増減に対し、条例が影響を受けないというふうな御説明がありました。ただ、本来ですね、この住宅問題というものが、町の活性化とかそういったものに非常に大きく影響を受けるものですから、逆にその建てかえとかそういった分がある段階であればですね、なおさら議会に対して説明をし、そして議会と執行部との共通認識の上に立った1つの住宅政策が必要であると、私は考えております。

つきましては、これは1つの事務の簡素化というのが、迅速化とか1つの円滑化とか、そういったものに直結する内容でございますが、もう1点の中ではですね、事務の適正化というものです。求められる要素があるわけです。つきましては、事務の適正化というものは、きちんとその共通認識の上に立って1つの公有財産を的確に進めていきたいと思います。

1つの例といたしまして、現在、東京都で一番今、築地市場と豊洲市場の関係で問題になっております。これは行政誘導型という形の中ではですね、この行く先がなかなか見えなくなるわけですが、基本的に、やはりそういった議会に提案をしなくてもいいですよということから来るですね、そういった形に陥りやすくなりますので、逆に何もそういったものが片づいてしまって、そして今後、この方向でいったほうがいいんじゃないかということで、実は委員会の中ではですね、私は継続という形の中で、もう少し時間をかけてその辺を考慮すべきだということですが、否決されましたので、一応反対といった形の中で、反対討論を行っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第42号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第42号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第43号の討論を許します。刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

この件につきましては、先ほど42号で申し上げましたとおり、この43号につきましては、反対の立場からですね、反対討論を行わせていただきます。

先ほどの42号の部分で申し上げましたとおり、1つは戸数の分を簡素化した部分と、もう1点は町長の特別な理由がある場合について、いわゆる他からの招致といったそういった方々を、優先入居という格好で空き家に対して入居させる議案でございます。この戸数の関係の部分につきましては、42号の内容と同等でございます。後の優先入居の部分につきましてはですね、既に今までもちょっと規定の中で、優先入居、1つの根拠として条文がございます。その条文に基づきまして、所得制限外であれ、町営住宅であれ、優先入居でき得るわけですね。で、その項目をあえてそれにプラスして、他からの招致の部分を入れる必要があるのか。むしろ、1つの条例、規程上の部分でもう少し、何と申しますかね、例えば専決規程なり、そういった項目に入れ込むといったことであれば、議会との対案もできるようになるんですという意味合いからですね、反対をするものです。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第43号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第43号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第44号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第44号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第44号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第45号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第45号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第45号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第46号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第46号について、委員長報告のとおり、原案を可決すること

に賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第46号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第47号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第47号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第47号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第48号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第8、議案第48号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第48号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第49号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第9、議案第49号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第49号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第10、議案第50号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第10、議案第50号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第50号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第11、議案第51号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第11、議案第51号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第51号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第12、認定第1号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

認定第1号、平成27年度芦屋町一般会計決算の認定について反対の立場から討論いたします。

決算の中にはマイナンバー制度導入に関連した委託料や賃金、備品購入費、交付金が上げられています。マイナンバー制度は昨年10月から全ての住民に対して個人番号を通知する郵送が始まり、今年1月から税や社会保障の行政手続、勤務先への告知など一部で利用が行われています。

しかし、圧倒的多数の国民にとって、日常的に使う機会はほとんどありません。転居の際の役所の手続の手間が簡単になるなどという政府の宣伝を国民は実感できていません。希望する人には個人番号カードが発行されますが、カード発行を全国的に管理するシステムが作動しなくなるなどトラブルが続発し、カードを受け渡す自治体の窓口で混乱を引き起こしました。

芦屋町ではカード希望者数は現時点で約900名ということです。全国的に見ても、約1,000万人で政府が今年度に見込んだ普及数の半分にも届きません。このことは多くの国民がこの仕組みを必要としていないことを示しています。

マイナンバーカードを発行する地方自治体公共団体情報システム機構は、欠陥サーバーのプログラムミスによるシステム障害で国民への交付が滞る契約があったとして、サーバーを納品した富士通に損害賠償を求めています。機構が損害賠償を求めるのは当然ですが、最終的な管理責任は国であり、総務省です。しかし、この間の総務省は他人事のような対応に終始しています。機構は多額の税金が投入され、しかも国民の膨大な個人情報を取っていますが、情報公開の対象となっておらず、経営の中身を国民が知る手段がなく、不透明さが問題となっています。数千億円が投じられたシステムが本格運用された途端に不調になったということは、構造的な欠陥すら疑われるものです。個人番号カードは今のところ身分証明書以外に使い道はありません。

さまざまな個人情報が詰め込まれるカードを持ち歩く方が、紛失、盗難などのリスクを高めます。そんな危ういカードを暮らしが便利になることばかり強調し、大規模な普及に力を入れる政府のやり方は住民のプライバシーを保護する姿勢とかけ離れています。こういう事態がなぜ起こったのか、政府による客観的な検証が不可欠です。

マイナンバー制度は一旦運用を中止し、この制度が本当に必要なのかを再検討すべきです。このような観点からマイナンバー制度に関連した予算の執行は適切ではないと考え、反対いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第12、認定第1号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、認定第1号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第13、認定第2号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第13、認定第2号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、認定第2号は、認定することに決定いたしました。

修正いたします。

認定第2号は、賛成多数であります。よって、認定第2号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第14、認定第3号の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第14、認定第3号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、認定第3号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第15、認定第4号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

認定第4号、平成27年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

福岡県後期高齢者医療広域連合は被保険者の保険料を7万8,717円とし、制度が発足した当初から日本一高い保険料となっており、高齢者は介護保険料の支払いとあわせて悲鳴を上げています。消費税が増税され、医療負担や社会保険料の負担が高齢者に大きな負担を与えています。もともと医療給付費は公費で5割、現役世代からの支援で4割、高齢者からの保険料で1割として制度が発足しました。この1割負担、いわゆる後期高齢者負担率は最初の2008年、2009年度は10%であったものが、高齢者が増加したという理由で2016年、17年には10.95%にまで引き上げられました。

日本共産党は制度発足時から後期高齢者医療制度はその仕組みとして、後期高齢者の人口と医

療給付費が増加すればするほど保険料の値上げに直結しており、露骨な受診抑制をもたらす最悪の医療制度であることを指摘してきました。多くの高齢者は年金から保険料が天引きされていますが、年額18万円以下の年金者は直接の支払いをしなければなりません。当然保険料が支払えず、滞納される高齢者が出てきます。保険料が払えず滞納し、短期証を発行され、受診抑制につながる高齢者が芦屋町にも6名程度いると聞いています。75歳を超える高齢者に医療の抑制を強いることはあってはなりません。よって保険料負担の大きい問題を含むこの決算の認定に反対いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第15、認定第4号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、認定第4号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第16、認定第5号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第16、認定第5号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、認定第5号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第17、認定第6号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第17、認定第6号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、認定第6号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第18、認定第7号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第18、認定第7号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、認定第7号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第19、認定第8号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第19、認定第8号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、認定第8号は、認定することに決定いたしました。

以上で討論及び採決を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成28年芦屋町議会第3回定例会を閉会します。

長い期間の御審議、お疲れさまでした。

なお、引き続き全員協議会を開きますので、第3委員会室にお集まりください。

午前10時31分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員